(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

旭川市長 殿

提出者

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号 住 所

氏 名 国立大学法人旭川医科大学

学長 西川 祐司

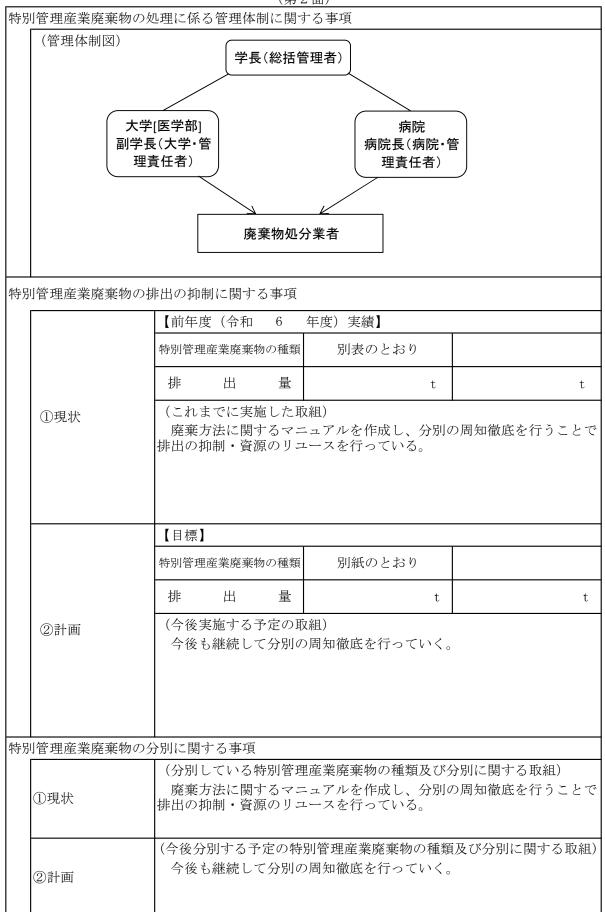
電話番号 0166-65-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、令和7年度の特別管 理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人旭川医科大学
事業場の所在地	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日~令和8年3月31日

当	á該事業場において現に行っている事業に関する事項									
	1	事	業	の	種	類	学校教育及び医療業			
	2	事	業	の	規	模	資本金 801,386,158円			
	3	従	業		員	数	2,033人			
	4				業廃		廃棄物の発生 →大学・病院における適切な分別・保管 →委託業者による回収 →適切な処分			

(日本工業規格 A列4番)



ら行う特別管理	産業廃棄物の再生利用に関する	事項	
	【前年度(令和 6 年	E度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別表のとおり	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	
①現状	(これまでに実施した取締	且)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別表のとおり	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	
②計画	(今後実施する予定の取締	目)	
		,	
<u> </u> ら行う特別管理	 産業廃棄物の中間処理に関する	 事項	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	特別管理産業廃棄物の種類	別表のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	
	自ら中間処理により減量した		
①現状	特別管理産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取約	且)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別表のとおり	
	自ら熱回収を行う	+	
	特別管理産業廃棄物の量	t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	
②計画	村加官垤连耒焼果物の里		
	(今後実施する予定の取締	且)	
I			

自己	 っ行う特別管理産業原	経棄物の埋立処分に関する事項
		【前年度(令和 6 年度)実績】
		特別管理産業廃棄物の種類別表のとおり
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量
	①現状	(これまでに実施した取組)
		【目標】
		特別管理産業廃棄物の種類別表のとおり
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量 t
	②計画	(今後実施する予定の取組)
特兄	 管理産業廃棄物の類	 凸理の委託に関する事項
13.5		【前年度(令和 6 年度)実績】
		特別管理産業廃棄物の種類別表のとおり
		全処理委託量
		優良認定処理業者への 処理委託量 t
		再生利用業者への 処理委託量 t
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量 t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量
		(これまでに実施した取組) 処分の委託に関する契約に当たっては、処分許可証等の提出を求め、 また、法令に基づいたマニフェストの適正管理を行う。
		よた、仏中に至りいた、一クエハーの過止自在で行う。
		よん、14日に基フ(人)に、一クエハー()2週上日社で刊り。
		よた、14年でもフィー・マー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー

(第5面)

	(> 1	> щ/	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処理 委託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取		
	今後も継続して、契約 基づいたマニフェストの を行う。	的の際には、処分許可証等 の適正管理を行う。また、	等の提出を求め、法令に 処分事業場の施設見学
	(£1)).		
	【前年度(令和 6		
	特別管理産業 排 出		357.02 t
	(ポリ塩化ビフェニル廃乳	<u> </u>	001.02
電子情報処理組織の使用 に関する事項	(今後実施する予定の取	双組等)	
	電子情報処理組織の傾	 臣用割合(電子化率) 1	00%を継続する。
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するこ と。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ と。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書別表

① 現状

特別管理産業廃棄物の種類		廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃水銀等(処分するため に処理したものを含む)	汚泥	
特別管理産業廃棄物の排出 の抑制に関する事項 排出量(t)		5.16	0.11	0.01	351.75	0.00	0.00	
自ら行う特別管理産業廃棄 物の再生利用に関する事項 廃棄物の量(t)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
自ら行う特別管理産業廃棄	自ら熱回収を行った特別管理産業廃 棄物の量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
物の中間処理に関する事項	自ら中間処理により減量した特別管 理産業廃棄物の量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
自ら行う特別管理産業廃棄 物の埋立処分に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄 物の埋立処分に関する事項 廃棄物の量(t)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	全処理委託量(t)	5.16	0.11	0.01	351.75	0.00	0.00	
	優良認定処理業者への処理委 託量(t)	5.16	0.11	0.01	350.10	0.00	0.00	
特別管理産業廃棄物の処理 の委託に関する事項	再生利用業者への処理委託量 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	認定熱回収業者への処理委託 量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

② 計画

特別管理産業廃棄物の種類		廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃水銀等(処分するため に処理したものを含む)	汚泥		
特別管理産業廃棄物の排出 の抑制に関する事項	排出量(t)	5.16	0.11	0.01	351.75	0.00	0.00		
自ら行う特別管理産業廃棄 物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う特別管理産業廃 棄物の量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
自ら行う特別管理産業廃棄 物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄 物の量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	自ら中間処理により減量する特別管 理産業廃棄物の量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
自ら行う特別管理産業廃棄 物の埋立処分に関する事項	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃 棄物の量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	全処理委託量(t)	5.16	0.11	0.01	351.75	0.00	0.00		
	優良認定処理業者への処理委 託量(t)	5.16	0.11	0.01	350.10	0.00	0.00		
特別管理産業廃棄物の処理 の委託に関する事項	再生利用業者への処理委託量 (t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	認定熱回収業者への処理委託 量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量(t)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		